

各務原市空家バンクとは、

空き家に関する物件情報を
ウェブサイト等で提供し、物件を
「売りたい・貸したい」方と
「買いたい・借りたい」方を
つなげる制度です。

各務原市空家バンクにおいて、市は
提携事業者（岐阜県宅建協会岐阜南支部会員、全日本不
動産協会岐阜県本部会員）と協定を結んでいます。

- 空き家の物件調査
- 希望者間の交渉・契約は、
提携事業者が行います。

買いたい！・借りたい！も

売りたい！貸したい！も

各務原市 空家バンク



情報提供

物件募集

利用申し込み

登録申し込み

ご利用について、詳しくは裏面をご覧ください 

お問い合わせ

各務原市役所 都市建設部 建築指導課 住宅係
各務原市那加桜町1丁目69番地（市役所本庁舎5階）
☎ 058-383-7218 📠 058-383-6365



各務原市空家バンク事業のご案内

Q.空家バンク事業
ってどんな制度？

A. 市内に所有する空家を「売りたい・貸したい」という所有者と、
物件を「買いたい・借りたい」という利用者をつなげる制度です。

バンクに登録された空家へ移住したい方、空家を利用したい方を広く募集し、
市内にある空家を有効活用することで、地域の活性化や移住定住の促進を目的としています。

Q.どんな空家が
対象になるの？

A. 各務原市内全域にある空家が対象です。

個人が居住を目的として建築した市内に存する建物で、現に居住していないもの
および近く居住しなくなる予定のものであることが要件となります。

売りたい方・貸したい方

01



まずはお電話ください

02



市へ必要書類のご提出

03



不動産業者(※)の調査

※市に登録されている提携事業者から
選んでください

04



市から登録完了のご連絡

05



・市ウェブサイトにて情報掲載
・提携事業者と媒介契約

買いたい方・借りたい方

01



市ウェブサイトにて物件探し

02



市へ必要書類のご提出

03



不動産業者が現地案内

04



提携事業者と媒介契約

登録された空家情報は、
市ウェブサイト「空家バンク」ページ内、
「空家バンク登録物件」に、順次掲載予定です。

注 意 事 項

1. 現地調査等により空家バンクに登録できない場合があります。
(老朽化により損傷した空家や庭木の管理がされていない空家など)
2. 空家バンクに登録されると、不動産業者の仲介により、利用希望者との契約交渉を進めて
いただくため、民間の不動産売買と同様の媒介契約や、成約した際には媒介手数料が必要
となります。
3. 市は空家所有者と利用希望者の間で行われる売買および賃貸に関する交渉、契約の媒介行
為は行いません。
4. 空家バンクは空家の情報を市のウェブサイトなどに掲載する仕組みであり、売却等を約束
するものではありません。

各務原市役所 都市建設部 建築指導課 住宅係

各務原市那加桜町1丁目69番地（市役所本庁舎5階）

☎ 058-383-7218 📠 058-383-6365

🌐 <https://www.city.kakamigahara.lg.jp/> ホーム > くらし・手続き > 住まい > 空家対策 > 空家バンク

